

平成 30 年 7 月豪雨災害義援金募集要綱

令和 2 年 6 月 16 日

日本赤十字社

1 趣旨

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨災害により、各地で多数の方々が生命または身体に危害を受け、西日本を中心に甚大な被害をもたらしていることから、日本赤十字社ではこの災害により被災された方々を支援し、生活再建の一助とするため、義援金の募集を行うものである。

2 義援金の名称

平成 30 年 7 月豪雨災害義援金

3 募集期間

平成 30 年 7 月 10 日（火）から令和 3 年 6 月 30 日（水）まで

4 義援金の振込窓口について

(1) ゆうちょ銀行・郵便局

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行		00130-8-635289	日赤平成 30 年 7 月豪雨 災害義援金

※ 窓口での振り込みの場合は、振込手数料は免除される。

(ATM による通常払込みおよびゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の振込手数料がかかる。)

(2) 都市銀行

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	すずらん支店	普通預金「2787545」	日本赤十字社 (ニホンセキジュウジ シヤ)
三菱 UFJ 銀行	やまびこ支店	普通預金「2105538」	
みずほ銀行	クヌギ支店	普通預金「0620405」	

※ 金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合がある。

(3) 岡山県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
中国銀行	本店	普通預金「3538903」	日本赤十字社岡山県支部 支部長 伊原木 隆太 (イバラギ リュウタ)
トマト銀行	本店	普通預金「1963422」	

※ 同一金融機関による本支店間の窓口振込み手数料は免除される。

※ 岡山県支部の専用口座は平成 30 年 7 月 11 日（水）から令和 3 年 6 月 30 日

(水)まで受付を行う。

(4) 岐阜県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
十六銀行	あかなべ支店	普通預金 「1403010」	平成 30 年 7 月豪雨災害義援金 日本赤十字社岐阜県支部 支部長 古田 肇 (フルタ ハジメ)
大垣共立銀行	加納支店	普通預金 「461267」	

※ 同一金融機関による本支店間の窓口振込み手数料は免除される。

※ 岐阜県支部の専用口座は平成 30 年 7 月 11 日 (水) から平成 30 年 9 月 28 日 (火) まで受付を行う。

(5) 京都府支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
京都銀行	本店営業部	普通預金 「5231876」	日本赤十字社京都府支部 支部長 山田啓二 (ヤマダ ケイジ)

※ 7/18 から京都銀行の窓口、ATM、ダイレクトバンキング、EB (データ転送を除く) を利用して振込みした場合、手数料無料。

※ 京都府支部の専用口座は平成 30 年 7 月 11 日 (水) から平成 30 年 12 月 31 日 (月) まで受付を行う。

(6) 愛媛県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
伊予銀行	一万支店	普通預金 「1943660」	平成 30 年 7 月豪雨災害義援金 日本赤十字社愛媛県支部 支部長 中村 時広 (ナカムラ トキヒロ)
愛媛銀行	道後支店	普通預金 「6163439」	

※ 伊予銀行及び愛媛銀行本・支店の窓口からの振り込み手数料は無料扱い。

※ 愛媛県支部の専用口座は平成 30 年 7 月 11 日 (水) から令和 3 年 6 月 30 日 (水) まで受付を行う。

(7) 広島県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
広島銀行	大手町支店	普通預金 「3458725」	日本赤十字社広島県支部長 湯崎 英彦 (ユザキ ヒデヒコ)
もみじ銀行	鷹野橋支店	普通預金 「3046600」	
広島県信用農業 協同組合連合会	本所	普通預金 「0006355」	
広島信用金庫	鷹野橋千田支店	普通預金 「0473613」	

- ※ 広島銀行、もみじ銀行は、窓口における同一金融機関の本支店間の振り込み手数料は免除（ＡＴＭは所定の手数料が発生すること）。
- ※ 広島県信用農業協同組合連合会（ＪＡバンク）は、窓口における全国のＪＡバンク（農業協同組合・信用農業協同組合連合会・農林中央金庫）間の振込手数料は免除（ＡＴＭは所定の手数料が発生すること）。
- ※ 広島県支部の専用口座は平成 30 年 7 月 12 日（木）から令和 3 年 6 月 30 日（水）まで受付を行う。

(8) 高知県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
四国銀行	県庁支店	普通預金「0384749」	日本赤十字社高知県支部 義援金 支部長 十河 清 (トオゴウ キヨシ)
高知信用金庫	本店	普通預金「0339529」	
幡多信用金庫	高知支店	普通預金「0108128」	
四国労働金庫	高知支店	普通預金「3145917」	
高知県信用農業 共同組合連合会	本所	普通預金「6180490」	
高知銀行	本町支店	普通預金「0393437」	日本赤十字社高知県支部 支部長 十河 清 (トオゴウ キヨシ)

- ※ 四国銀行本音店・支店の窓口からの振り込み手数料は無料扱い。
- ※ 高知県支部の専用口座は平成 30 年 7 月 12 日（木）から平成 30 年 9 月 28 日（金）まで受付を行う。

(9) 福岡県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
福岡銀行	本店	普通預金 「6708223」	日本赤十字社福岡県支部 支部長 小川 洋 (オガワ ヒロシ)
西日本シティ銀行	本店	普通預金 「3435046」	

- ※ 同一金融機関による本支店間の窓口振込における振込手数料は無料扱い。
- ※ 福岡県支部の専用口座は平成 30 年 7 月 13 日（金）から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで受付を行う。

(10) 島根県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
山陰合同銀行	県庁支店	普通預金「2053483」	日本赤十字社島根県支部 支部長 溝口 善兵衛 (ミゾグチ ゼンベエ)

- ※ 山陰合同銀行本店・各支店の窓口にて備え付けの義援金専用の振込用紙を使用すると、送金手数料は無料扱い。
- ※ 島根県支部の専用口座は平成 30 年 7 月 20 日（金）から平成 30 年 9 月 28 日（金）まで受付を行う。

(11) 山口県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
山口銀行	山口支店	普通預金 「5176620」	日本赤十字社山口県支部
西京銀行	山口支店	普通預金 「2139800」	
山口県信用農業 協同組合連合会	県庁内支所	普通預金 「0001759」	

- ※ 山口銀行、西京銀行は、同一金融機関の本支店間の振込手数料は免除。
- ※ J Aバンク山口は、県下 J A 及び山口県信用農業協同組合連合会の各店舗の窓口からお振込みいただいた場合の手数は免除。
- ※ 山口県支部の専用口座は平成 30 年 7 月 20 日（金）から平成 30 年 12 月 28 日（金）まで受付を行う。

(12) 兵庫県支部専用口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
みなと銀行	本店営業部	普通預金 「1871585」	日本赤十字社兵庫県支部 支部長 井戸 敏三 (イド トシゾウ)

※ 同一金融機関の本支店間の振り込み手数料は免除。

※ 兵庫県支部の専用口座は平成 30 年 7 月 26 日（木）から平成 30 年 10 月 31 日（水）まで受付を行う。

5 義援金の配分

日本赤十字社に送金された義援金は、被災府県の行政、共同募金会、日本赤十字社支部等で構成される義援金配分委員会において取りまとめを行い、義援金配分委員会で決定された配分基準に基づき、被災地の各市町村を通じて被災者に配分される。

6 その他

上記記載の口座は、義援金のみを取り扱うこととする。

7 義援金の税制上の取扱い

上記記載の口座に振り込まれた義援金は、次のとおり取り扱われる。

(1) 個人の方

当該義援金は、所得税法上の「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となる。

また、地方公共団体に対する寄附金として、「ふるさと納税」に該当するため、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる。

(2) 法人の方

当該義援金は、法人税法上の「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入できる。

(3) 関係法令

所得税法第 78 条第 2 項第 1 号、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号

8 受領証の発行

ゆうちょ銀行の振込用紙の半券や金融機関の振込時の利用明細書を受領証の代用とすることができる。この場合における税の申告手続きの際は、義援金専用口座への振込みであることが確認できる書類（本募集要綱など）の添付などが必要になる。

なお、受領証の代用となる書類がない場合や半券等を紛失された場合などにおいて、寄付者が、義援金について税制上の優遇措置（所得税、法人税）を希望される場合、申し出により、後日受領証を発送する。

※ 受領証として代用できる利用明細書は、その明細書に①寄付者、②寄付した日、③寄付金額、④寄付先の口座番号（義援金専用口座番号）が明らかにされているものに限られる。

【問い合わせ先】

日本赤十字社 事業局 パートナーシップ推進部

TEL：03-3437-7081